



平成 24 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也  
(コード番号：8907 東証第1部)  
問い合わせ先 執行役員管理部長 伊 藤 晴 康  
電 話 番 号 03-3295-8408

## 株式移転方式による持株会社設立に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主総会承認決議など所定の手続きを経たうえで、株式移転により持株会社を設立することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 株式移転による持株会社設立の目的

#### (1) 背景

当社を取り巻く事業環境におきましては、実需層の動きの底堅さや住宅マーケットにおける低水準の金利や税制措置等により下支えされ、底堅く推移していくと考えられます。しかしながら、懸念事項である建築コストの上昇、消費税増税、電気料金の値上げ、海外経済減速の影響による消費マインドの減退等もあり、消費者の選別の目はより厳しくなっております。今後の住宅マーケットにつきましては慎重な判断を要する場面であり、住宅・サービスの多様化による細やかな顧客ニーズへの対応が必要であると認識しております。

このような状況のもと、当社はお客様のニーズに合った最高品質の住宅・サービスを提供し続けるため、より良い住宅の企画開発力の向上、顧客満足向上、財務基盤の強化をはじめとする経営課題に取り組んでおります。また、リスク分散の観点から、経営環境の変化に対応するために最適な「事業ポートフォリオ」の構築を目指し、住宅・サービスの多様化及び事業エリアの拡大を進めてまいりました。

更に今般、当社におきましては、少子化、高齢化、少世帯化といった多様化するライフスタイルにより一層タイムリーに商品を提供できる体制の構築をこれからの課題として認識し、その実現に向けて施策の検討を行ってまいりました。

このような状況を踏まえ、当社グループがお客様への住宅・サービスの品質向上、継続的な成長をしていくためには、機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制を強化することが最重要課題であると捉え、持株会社制へ移行することといたしました。

#### (2) 目的

##### ①グループ全体の機動力や競争力の強化

持株会社制導入により、機動的なグループ運営・再編や積極的な資本提携を実施しやすい体制を構築できます。また、各事業の業種に適合した従業員の評価・処遇を構築できることから、当

社グループ全体の競争力強化が期待できます。

②人材育成、挑戦する風土作り及びモチベーションの強化

各事業会社への権限委譲と独立採算によって経営責任が明確になり、経営意識を持った人材の育成、挑戦する風土作り及びモチベーションの強化が図られると考えております。

③当社グループ全体の最適化とコーポレートガバナンス機能の強化

持分会社による当社グループ全体のビジョンや戦略の明示、経営資源の最適配分、管理業務機能及び事業支援機能の持株会社への集約を行い、効率的で効果的な当社グループ全体の最適化を追求してまいります。また、グループの経営・監督機能と業務執行機能を分離することにより、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化し、当社グループ全体のガバナンスを強化できると考えております。

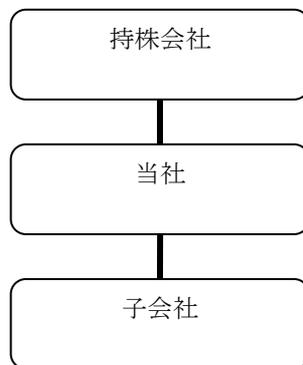
以上の目的のため、当社は平成25年2月上旬に開催予定の臨時株主総会での承認を前提に、平成25年4月上旬（期日未定）に株式移転により持株会社を設立いたします。なお、持株会社（完全親会社）は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請する予定ですが、同取引所に上場している当社につきましては、持株会社の完全子会社となるため上場廃止となる予定です。

(3) 持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法により持株会社体制への移行を実施する予定です。

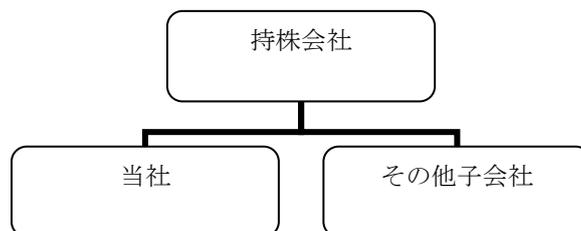
[ステップ1] 株式移転による持株会社設立

平成25年4月上旬に株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



[ステップ2] 持株会社移行後の体制

組織再編手法を用いてグループ企業を戦略的に再編し、企業力強化を図ってまいります。なお、グループ企業再編につきましては、詳細が決まり次第お知らせいたします。



## 2. 株式移転による持株会社設立の要旨

### (1) 株式移転の日程

臨時株主総会基準日公告 平成24年12月12日（水）  
臨時株主総会基準日 平成24年12月26日（水）（予定）  
株式移転計画書等承認取締役会 平成25年1月上旬（予定）  
株式移転計画書等承認臨時株主総会 平成25年2月上旬（予定）  
上場廃止日 平成25年3月下旬（予定）  
持株会社設立登記日（効力発生日） 平成25年4月上旬（予定）  
持株会社上場日 平成25年4月上旬（予定）

### (2) その他の株式移転による持株会社設立の要旨

株式移転比率等その他の株式移転による持株会社設立の要旨につきましては、平成25年1月上旬に開催予定の株式移転計画書等承認取締役会にて詳細が決まり次第お知らせいたします。

## 3. 株式移転により新たに設立する会社の概要

株式移転により新たに設立する会社の概要につきましては、平成25年1月上旬に開催予定の株式移転計画書等承認取締役会にて詳細決まり次第お知らせいたします。

なお、本株式移転は企業会計上「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

## 4. 今後の見通し

本株式移転の実施に伴い、当社の業績は完全親会社である持株会社に反映されることとなります。なお、株式移転による今期の業績への影響は軽微である見込みですが、今後につきましては、グループ全体の経営力の強化や経営効率の向上などの効果が見込まれます。

以上